

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第8回 刑事弁護人制度と治罪法

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 明治13年7月に制定された治罪法以前は、司法職務定制も代言人規則も、民事訴訟に関する代言のみを認め、刑事弁護を認めていませんでしたが、司法卿に許可願いを出して刑事弁護が許される事件もありました。

わが国で初めての刑事弁護らしきものが行われたのは、明治8年2月、広沢真臣参議の暗殺事件の審理に「弁護官」がおかれたときです。まさに初の国選弁護人ですが、「(被告人を)別に弁護すべき意見なし。仮令抑圧せられるとも、真実を述べられざる道理なき故、特に弁護するに及ばずと信ず」などと弁護権放棄に等しい弁論に及んだにもかかわらず、証拠不十分のためか、陪審員は無罪の評決を下したそうです。

2 ここで「弁護士」の名称の由来について一言。上記の「弁護官」はドイツのRechtsanwalt(当事者の官選法律顧問兼裁判所の補助機関)を模倣したとされますが、この「弁護官」が、治罪法では「弁護人」となり、明治23年11月司法省作成の弁護士法案において「弁護士」になったものとされています。

3 治罪法制定にあたり、司法省修補課の磯部四郎は、財産の争いである民事訴訟で認められる代言人の弁護が、人の生命や名誉に関する刑事訴訟で認められないのはおかしい、刑事訴訟では原告(官吏)と被告人の力の差がありすぎるため、代言人の弁護が切実に求められる旨の意見書を起草委員に提出しました。

そのおかげもあり、治罪法では、刑事事件全般で、原則、裁判所所属の代言人の中から選任された者による弁護が認められました。また、重罪については弁護人の選任が必要的とされました。

4 東京重罪裁判所は、明治15年1月の治罪法施行に先立ち、東京代言人組合に対し、官選弁護人に選任されるべき代言人の名簿を提出するように求めましたが、同組合は、会員数の1割にも満たない17名しか名簿に掲載しませんでした。

他方、司法省職員課長は、司法卿に対し、全ての代言人に治罪法の試験を課して合格者のみ刑事弁護人になれるとすべきと具申しましたが、司法大輔が反対して、試験制度は見送られました。当時の司法当局が依然として代言人一般を信用していなかったことの現われとも言えます。

5 治罪法施行により、明治15年から刑事弁護活動が始まり、早速、明治16年7月に開かれた公判事件で、正当防衛を理由に無罪が言い渡されました。酒席の場の諍いで、自由党所属の代言人である被害者に背後から喉を絞められた加害者が懐中の短刀で刺殺した事件です。被害者と親しい政党関係者が加害者を憎悪したため、火中の栗を捨てる者もおらず、当初弁護人の人選にあっていた代言人(当会の先輩会員)の一人が弁護を引き受け、正当防衛を理由とする無罪の弁論を行い、無罪判決を勝ち取ったのです。

また、爆発物取締罰則違反被告事件で、治外法権下にあった外国人が唯一の目撃者であったところ、弁護人(当会の先輩会員)らが、治外法権下にある者に対して宣誓させることは困難であるとして公判延期の要求をしたのに、それを容れずに裁判官が閉廷したため、弁護人らが理由を詳細に付した公判再開の請願書を提出したところ、裁判官も弁護人の熱意に動かされて公判を再開し、尋問も実施され、被告人に無罪が言い渡されたということもありました。

治罪法施行後間もなくの時期に、東京の代言人すなわち当会の先輩会員は、数々の成果を挙げていたのです。